昭和55年12月5日573号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

四番町に児童福祉施設 区営住宅などが併設して落成

四番町11番地に、区の複合施設が完成し、12月3日に、その落成式が行われました。この施設は地上7階、地下1階建で、地上1階、および2階の一部に「区立四番町保育園」、2階の一部と3階に「区立四番町児童館」、4階から7階までが「区営四番町住宅」です。

さらに、地下1階には「区民集会室」や、災害時に備えて「備蓄倉庫」も設けられています。

第4回 区議会定例会終る

歳入・歳出決算の認定など

第四回区議会定例会が、十一月十三日から二十七日まで開かれました。

この定例会に、区から提案された議案は、昭和五十四年度東京都千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてなど五件で、いずれも原案どおり可決されました。

議決された議案は、つぎのとおりです。

昭和五十四年度東京都千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

・一般会計決算額　歳入百九十八億五千五百二十九万一千二百九十五円、歳出百八十一億三千六百七十八万四千三百三十円

・国民健康保険事業会計歳入歳出決算額　歳入十八億二千九百十三万七百四十円、歳出十八億一千五十万六千五百八十三円

東京都千代田区職員定数条例の一部を改正する条例

・産業会館、四番町保育園・児童館の開設に伴い、職員を増員するもの

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

・管理職の退職に伴う役付加算制度を廃止するもの

東京都千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

・国民健康保険料の限度額等を引上げるもの

特別区道の路線の廃止について

・永田町一丁目三十番地先～三番地先の特別区道を廃止するもの

会計決算から 昭和五十四年度に行った 事業の主なもの

昭和五十四年度は、「調和と連帯で結ぶ区政」を区政運営の基本姿勢に、長期総合計画を考慮しながら、重点施策を定めました。

その施策のうち、昭和五十四年度に行った事業の主なものをご紹介します。

■区営住宅の建設

・区営九段住宅の建設をすすめるとともに、四番町住宅の建設工事に着手、一番町と内神田の基本設計を完了

■震災対策

・防災行政無線システム導入に関する基礎調査を実施

・災害時の飲料水を確保するため、大型ろ過機を整備

・カンパン・缶詰等、備蓄物質の整備

■中小企業の振興

・産業会館の本格的な建設工事に着手

・商工融資の充実

■学校教育 社会教育の充実

学校教育の充実

・一橋中学校校舎の改築をすすめるための調査を実施

・区立小・中学校に、身体障害者用の洋式便所を設置

・教育百年史を刊行

社会教育の充実

・心身障害者の社会的自立を援助するため、日曜教室を開催

・心身障害者の体力と健康の増進を図るため、水泳教室を開催

・総合体育館に車いすトイレを設置

社会福祉の向上

老人福祉の向上

・ねたきり老人への家政婦の派遣や、老人福祉センターで療浴サービスなどを実施

児童福祉の向上

・千鳥ヶ淵公園内に、区内で五番目の「こどもの池」を設置

・四番町保育園・児童館の建設工事に着手、一番町の児童館の設計を委託

・麹町こどもの広場を整備

心身障害者の福祉向上

・心身障害者のタクシー利用料金の一部を助成

母子家庭の福祉向上

・母（父）子家庭に家事援助者を派遣

婦人福祉の向上

・婦人福祉資金の貸付

めぐまれないひとびとの福祉向上

・保護家庭に法外援護を実施

・難病で苦しむひとへ福祉手当を支給

■区民の健康増進

・疾病予防のため、健康診査や予防接種を実施

・五月五日のこどもの日に、しょうぶ湯を実施

・区民保養所の運営と、区民海の家、国保海の家を開設

■区政を進めていくために

・長期総合計画の策定

・紀尾井町地区の住居表示を実施

■その他

・消費生活の知識と理解を深める消費生活展を開催

・街路樹、緑地帯の整備

区長にひとこと電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎日1日と15日
午前10時～11時30分

56年1月の「ハイ！区長です」は、16日(金)
〔元旦は休み。15日は祝日のため16日になります。〕

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルしてください。

電話するときは、264-0151(区役所代表番号)にかけて、「"ハイ！区長です"の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

昭和54年度の区の財産

昭和54年度の区有財産は、下の表のとおりです。

(昭和55年3月31日現在)

区分	総計	摘要
土地	214,101.19㎡	庁舎、小・中学校などの敷地
建物	179,645.74㎡	庁舎、小・中学校などの建物
有価証券	686件	株券、社債など
出資による権利	4口	温泉受給権
物品	233点	自動車、通信器具など
債権	4件	生業資金貸付金、奨学資金貸付金など
基金	3件	区民福祉厚生基金、非常災害対策基金など

区政モニターの欠員募集

区政モニターの欠員の募集を行っています。

募集人員　一名

応募資格　富士見出張所地域の方で、満二十歳以上の男性

申込み・問合せ　十二月十五日(用)までに広報課まで電話で申込んでください。

住宅の新築、増築、購入やブロック塀などの改修に
住宅資金を融資あっせん
いよいよ来年一月から受付け

区では、夜間人口の減少を防止し、増加を図るための施策のひとつとして、「住宅資金融資あっせん」を行います。

年々減り続ける区内の夜間人口を、どのようにくいとめ、また、どのように増やしていくかが、千代田区の区政を進めていくうえで、大きな課題になっています。

そこで区では、長期総合計画にもとづいて、区営住宅の建設、公社・公団住宅の誘致を図るとともに、区の住宅政策をより充実させるため、千代田区の特殊性に合った区独自の「住宅資金融資あっせん」を実施することになりました。

融資あっせんは来年一月から

この住宅資金の融資あっせんは、区民が区内に住宅を建設(新築・増築)したり、購入、または改修しようとするときや、区外に住んでいる区民の家族(一親等)が、一緒に住んだり、近くに住むためなどで住宅を建設する場合、その資金の一部を低利な条件で融資あっせんするものです。

融資あっせんは、来年一月から実施します。

申込みのできるひと

住宅資金融資あっせんに申込みができるひとは、つぎの条件にあてはまることが必要です。

①申込者あるいは、申込者の親または子(一親等)が、千代田区内に一年以上住んでいること

②申込みのときにおいて、年齢が二十歳以上で、償還満了時の年齢が七十歳以下であること

③申込者が法人の場合は、中小企業基本法第二条に規定される企業で、法人設立後二年以上経過し、千代田区内で同一事業を営んでいること

対象となる住宅

この融資の対象となる住宅や改修は、つぎのとおりです。

- 専用住宅(新築、増築、購入)
- 併用住宅
- 共同建築する住宅
- 賃貸用住宅
- ブロック塀などの改修(安全性、耐久性から改修が望ましいと区が判定したもの)

融資基準額

住宅を新築、増築、購入するときは、融資基準額(平方㍍当りの単価)に融資対象面積を乗じて得た額の八十㌫に相当する額(住宅金融公庫の融資と併用の場合は、百㌫に相当する額から公庫の融資額を差引いた額)。

ただし、申込者の前年度総所得額や、住宅の種類によって融資のあっせん額は異なります。

また、ブロック塀等の改修は、二十万円から百五十万円までです。

住宅資金融資あっせんの申込方法や貸付限度額などのくわしいことは、次号でお知らせします。

問合せ　区民部住宅課

人権週間

12月4日から10日まで

お互に相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう

ことしも、十二月四日から十日まで、人権週間が始まりました。いまから三十二年前、国際連合では、世界人権宣言の採択を記念して、その採択の日である十二月十日を「人権デー」と定めました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会の共催のもとに、十二月十日を最終日とする一週間を、「人権週間」とし、全国的に、人権意識の高揚をはかることになりました。

第三十二回人権週間　三つのテーマ

ことしの人権週間をすすめるにあたって、テーマの柱をつぎの三つとし、これを中心にひろく啓発運動が行われることになりました。

一、人権の共存

最近は、自分の権利を主張するあまり、他人の人権を軽視する傾向が目立っています。人間は、ただ一人だけでは生活できるものではなく、常にお互に関連しあって生活をしています。

そして、その社会が、構成員である各個人の幸福を確保するためには、なににもまして、ひとりひとりの人権が守られ、尊重されるということが大切です。

自分の権利を主張すると同時に自分以外のすべての人にも等しく権利が認められているということを常に念頭におく必要があります。

お互の立場を考慮することが、健全な人権思想を育てるものであり、豊かな人間関係をつくることになります。

二、部落差別をなくそう

日本国民の一部のひとびとが、歴史の過程において作りだされた、封建的な身分制度にもとづく差別のために経済的、社会的、および文化的に低い生活状態に置かれ、そのため、現在の社会においても、すべての国民に保証されている職業選択の自由、居住および移転の自由、結婚の自由、教育の機会均等を保障される権利などの市民的権利と自由とが十分保障されていないという深刻で重大な社会問題があります。これが、部落差別といわれる同和問題です。

このように、同和問題は、人間の自由と平等ならびに日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる問題です。

この解決のために、昭和四十四年七月十日、同和対策審議会の答申をもとにした同和対策事業特別措置法が、十年間の時限立法として制定され、対象地域の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、および人権擁護活動の強化などによりこれらのひとびとの社会的、経済的地位の向上が促進されることになりました。

さらに、同法の三年の期限延長を決める際には、衆・参両院において、同和問題に対する国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実をはかることが、附帯決議されました。

同和問題は、人間の尊厳に関する問題であり、その早急な解決をはかることは、国および地方公共団体の責務であると同時に、国民ひとりひとりにとっても、そのことを認識し、真剣に取組むことが大切です。

三、婦人の地位を高めよう

今日、婦人は、いろいろな分野において大きな役割りを果していますが、社会的には、まだ、広く認識されているとはいえない現状があります。

婦人の能力、適性に対する偏見や固定的な男女の役割り分担についての意識が根強く残っていて、それが、婦人自身の意識や行動を消極的なものにしています。

また、職業における男女の不平等も依然として残っていて、既婚婦人は職業と家庭生活にはさまれ、さまざまな問題に直面しています。

それを、解決するための家庭や社会の条件整備は、必ずしも十分ではありません。

婦人が、生涯の生き方を、主体性を持って選択、設計し、その個性と能力とを生かすことは、婦人自身の人格の発展はもとより、国民全体の福祉の向上にも欠かすことはできません。

そのためには、婦人自身の不断の努力はもちろんのこと、国民ひとりひとりが、婦人の地位の向上に十分な認識をもつことが大切です。

映画と講演のつどい

人権週間をむかえ、東京都と東京法務局との主催により、映画と講演のつどいが、開かれます。

日　時　十二月九日(火)午後六時から
場　所　九段会館ホール
映　画　「さくら草の詩」
講　演　「差別を考える」
　講師　山本七平氏
問合せ　東京都総務局同和対策部
　(212)五一一一㈹

相談のご案内

区では、人権問題で悩んでいるひとのために、つぎのような相談を行っています。ご利用ください。

●人権・身の上相談
日　時　毎月第二火曜日
　午後一時～三時
場　所　区民相談室（庁舎に向って右側、中二階）
相談員　人権擁護委員
　なお、人権擁護委員は、常時自宅でも相談をお受けしています。

そのほか、人権問題に関連しての法律問題や一般的な問題についても、つぎのように相談を行っています。あわせてご利用ください。

●法律相談
日　時　毎週水曜日（第五水曜日を除く）
　午後一時～四時
場　所　区民相談室
相談員　弁護士

●一般相談
日　時　日曜・祝日を除く毎日午前九時～午後五時（土曜日は午後〇時三十分まで）
場　所　区民相談室
相談員　区職員
問合せ　広報課区民相談係

地域防災行政無線

試験電波発信による実験を行います

区では、災害が起きたとき、みなさんに正確な情報を伝える手段として、地域防災行政無線システムの整備をすすめています。

スピーカーを通じてみなさんに情報を伝える"固定系システム(屋外受信機)"は、区の施設や小・中学校、公園や広域避難場所などに設置されたスピーカーを使います。

このスピーカーの設置工事は、八月から行っており、整備が完了した設置個所の機器の性能を調べるため、十二月中旬に試験電波を発信する実験を行います。

実験に伴って、スピーカーからかなり大きな音が出ますので、ご迷惑をおかけする場合もありますが、みなさんのご協力をお願いします。

実験日時　十二月中旬から来年一月下旬、午前九時から午後五時までの間で一個所について三十秒から一分間程度。

なお、実験該当地域については、事前に広報車でお知らせします。

問合せ　環境部防災課

勤労者生活資金＝貸付額は三十万円まで

中小企業に勤務している方で、結婚するためや生活に必要な品物を購入するなどのために、資金が必要になったときに、利用できます。どうぞ、ご利用ください。

貸付額　三十万円以内

利　率　年五・五七%(本人負担分)

返済方法　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

貸付が受けられるひと

①中小企業(区外を含む)に勤務する区民か、区内の中小企業に勤務しているひと(在勤者)

②現在勤務している中小企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二十歳以上のひと

④連帯保証人がいるひと

⑤前年度の住民税を完納しているひと

⑥すでにこの資金の貸付を受けているときは、その全額を返済しているひと

なお、この資金の受付は、常時行っています。

申込み・問合せ　商工課融資係

保育園の入園申込み

受付は一月三十一日まで

福祉事務所では、保育園への昭和五十六年四月入園の申込みを受付けています。

お子さんの入園を希望するひとは、五十六年一月三十一日(土)までに申込んでください。

なお、ことしの十月以降、すでに入園の申込みをしたひとは、あらためて申込む必要はありません。

入園の決定は、申込みの受付順には関係なく行います。

申込資格　区内在住で昼間めんどうをみるひとがいない家庭(母親または父親がいないか、両親とも働いているなど)の乳幼児

対　象(いずれも五十六年四月一日現在)

①**区立麹町・神田・西神田保育園**
一歳児から五歳児まで

②**区立四番町・飯田橋保育園**
零歳児(生後八ケ月以上)から五歳児まで

③**私立八千代保育園**
零歳児(生後六週間以上)から三歳児まで

申込み・問合せ　福祉事務所相談係(区役所二階)

OPENING FESTIVAL

四番町児童館
オープニングフェスティバル

このほど開館した四番町児童館では、つぎのようにオープニングフェスティバルを開催しますのでふるって参加してください。

パート1　観劇のつどい
とき＝十二月十七日(水)　午後三時から　内容＝「どろぼう・雷・こぞうさん」劇団いちょう座公演

パート2　映画会
とき＝十二月二十日(土)　午後二時三十分から　上映作品＝「ピッピ船にのる」

問合せ＝四番町児童館(四番町十一　☎234―三〇八四)

明るい選挙作品コンクール入選作品きまる

区内小・中学校から、五百五十六点の応募のあった、ことしの「明るい選挙」作品コンクールは、審査の結果つぎのとおり入選作品がきまりました。(敬称略、○印は区長賞)

ポスターの部

●小学校　○太田ゆり(九段小)、○前田和佳子(九段小)、吉村直人(九段小)、初谷真美(西神田小)、石橋剛(西神田小)、町田政弘(西神田小)、須田宏哉(西神田小)、長島武郎(神田小)、平出義之(九段小)、遠藤洋介(永田町小)

●中学校　○北木新(今川中)、○蒲生千茶(今川中)、加納誠司(今川中)、村沢絵里花(練成中)、一木森雄(練成中)

標語の部　石嶋潤(永田町小)

作文の部　神保勝美(麹町小)、笹川健太郎(麹町小)、山田智美(麹町小)、松岡佐保子(番町小)、内田優香(番町小)、斎藤友理(番町小)

書道の部　山本彩(麹町小)

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第9号(12月号)12月8日放映開始

主な内容
- 子供のお城－児童館
- 熱戦、熱闘ママさんバレー
- 手づくりの品展示会
- 映像で綴る区政この1年

区立施設巡回バス

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

国民年金のかけ金
所得控除が受けられます

国民年金のかけ金は、家族のために納めた分も含めて、社会保険料として所得税を算出するときの所得控除の対象となっています。

該当される方は、決められた時期までに、昭和五十五年中に納めた国民年金のかけ金を控除する手続きをしてください。

●所得税が給料から源泉徴収されているひとは　十二月末の年末調整のときに

●所得税を自分で申告して納めるひとは　来年の三月十五日までの確定申告のときに

なお、昭和五十五年分の毎月の保険料は、つぎのとおりです。

定額保険料
・一月から三月までの保険料
月　額　三千三百円
・四月から十二月までの保険料
月　額　三千七百七十円

付加保険料
月　額　四百円

問合せ　国民年金課

サラリーマンの奥さんも
国民年金に加入しましょう

サラリーマンの奥さんも国民年金に加入できることを、ご存じですか。

厚生年金や共済組合など、国民年金以外の公的年金加入者の配偶者で、二十歳から五十九歳までのひとが対象になります。

国民年金に加入することによって、将来、ご自分の年金が受けられるほか、万一の事故のときなどに障害年金や母子年金が受けられるようになります。

まだ、国民年金に未加入でしたら、豊かな老後のために、ぜひ、国民年金に加入しましょう。

問合せ　国民年金課

納期のおしらせ
固定資産税第三期分

納期限は十二月二十七日㈯です

納入は、都税事務所、または、お近くの金融機関へ。

寄付

社会福祉事業資金として
金　十万五千五百四十三円
南神実業会青年部殿

騒音計をお貸しします

みなさんがふだんなにげなく出している音が、何ホーンぐらいなのか、また、騒音で近所に迷惑をかけていないかどうか、を手軽に確かめられるように、区では騒音計をお貸ししています。

貸出す期間は一回につき五日以内です。

貸出しは、常時受付けていますが、あらかじめ電話で確認のうえ申込むようにしてください。

申込み・問合せ　環境部公害対策課

青果物消費者サービスデー
12月18日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
12月12日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
12月10日(水)・24日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

寄付

社会福祉事業資金として
金　一万五千七百円
一神町会青年部殿

寄付

社会福祉事業資金として
金　七万七千二百七十一円
協同組合神田専門店会殿

寄付

社会福祉事業資金として
金　二十万円
神田古書店連盟殿

あなたの健康

保健所で

療育相談
とき＝十二月十八日(木)、昭和五十六年一月二十九日(木)、午後二時～三時　ところ＝麹町保健所　対象＝身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児　申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

子宮がん検診
とき＝昭和五十六年一月二十日(火)、午前十時～十一時　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝区内に住む三十歳以上の女性二十三名（先着順）　申込み＝電話で神田保健所予防課業務係へ。

麹町保健所　☎212－七八一四（分室　富士見二－二－十四）
神田保健所　☎291－三六四一

12月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

7日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	中央診療所	☎251-7069	内神田2－4－14
14日	永井医院	☎261-1777	九段南4－6－13
	寺田クリニック	☎254-1177	神田紺屋町46
21日	野田医院	☎261-4117	一番町10
	昼 額田内科病院	☎291-0989	神田小川町3－28
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
28日	日比谷病院	☎502-7231	内幸町1－3－2
	昼 旭町診療所	☎252-5821	内神田3－11－10
	夜 同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
29日	船津診療所	☎263-3569	麹町7－4－ビル5F
	平野胃腸科内科	☎252-4478	内神田2－9－9
30日	都築医院	☎261-7116	九段北1－15－5 九段ビル5F
	長竹医院	☎251-3136	外神田3－4－15
31日	日比谷病院	☎502-7231	内幸町1－3－2
	関医院	☎252-5566	神田多町2－11

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス
☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

おしらせ

■**青年団体指導者研修会**

この研修会は、青年団体指導者の育成と団体活動の充実をはかるために、区内の青年団体・サークルなどのリーダー、会員を対象として、都心地区における青年団体の活動のあり方について学ぶものです。

とき＝十二月十一日(木)、午後六時から　ところ＝区立九段社会教育会館　テーマ＝都心地区における青年団体活動　講師＝早稲田大学教育学部朝倉征夫助教授　対象＝町会青・少年部、サークル・グループなどのリーダーや会員　申込み・問合せ＝電話で社会教育課文化係へ（なお、当日会場でも受付けます）。

■**スキー講習会（六日町ミナミスキー場）**

とき＝昭和五十六年二月二十日(金)～二十三日(月)（上野駅集合・解散）　ところ＝新潟県六日町ミナミスキー場　参加資格＝区内在住・在勤者　募集人員＝五十名　参加費＝二万五千円　申込み・問合せ＝往復ハガキ（一枚のハガキに四人まで連記できます）に住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先（名称、所在地、電話番号）を記入して、十二月十五日(月)までに到着するように、千代田区教育委員会社会教育課体育係（〒102千代田区九段南一―六―十一　☎264―〇一五一）へ。なお、申込み多数の場合は区内在住者を優先して抽せんします。

■**一月十五日に成人の日のつどい**

区では、成人を迎えるひとのために「成人の日のつどい」を来年の一月十五日(木)に千代田区公会堂と九段会館で開催します。

来年は、昭和三十五年四月二日から三十六年四月一日までに生れたひとを「成人の日のつどい」にお招きします。

招待状は、来年一月上旬までにお送りします。

なお、くわしい内容は、次号でお知らせします。

問合せ＝社会教育課文化係

■**区民相談　年末・年始は休み**

区民相談室で行っている区民相談は、年末・年始（十二月二十八日(日)から昭和五十六年一月四日(日)まで）は休みます。

なお、十二月の法律相談（毎週水曜日）の十二月二十四日(水)と昭和五十六年一月七日(水)、税務相談（毎週木曜日）の十二月二十五日(木)は、休みます。

■**千鳥ケ淵ボート場の休場**

12月15日～来年2月28日

冬を迎え、千鳥ケ淵ボート場は、ボートの点検などのために、十二月十五日(月)から来年の二月二十八日(土)まで休場します。

再開は、来年三月一日(日)からです。

■**外濠公園総合グラウンド**

12月22日から休場

外濠公園総合グラウンドは、グラウンドとテニスコートの保護や整備のため、十二月二十二日(月)から休場します。

再開は、来年四月からの予定ですが、その期日などは、「区のおしらせ」でお知らせします。

問合せ＝公園河川課工務係

総合体育館で　☎256―八四四四

●区民利用カードを発行中

区立総合体育館で発行しているこのカードは、区民料金で入場券を購入するときや区民として優先的に入場するとき、あるいは、毎月第三日曜日の区民無料開放日を利用するときなどに提示していただくものです。

まだ、区民利用カードをお持ちでない方は、住所を証明するもの（運転免許証、健康保険証など）を持参して、体育館事務所の窓口で手続きをしてください。

区立総合体育館☎256―八四四四

毎月第3日曜日は

区民無料開放日

12月は21日です。

水泳や卓球など、ご家族おそろいでお楽しみください。

■**麹町こども会**

とき＝十二月十八日(木)　午後二時三十分～三時三十分　ところ＝番町区民会館区民集会室　対象＝幼児と小学生　内容＝映画会「山ねずみロッキーチャック」「雪ダルマになったオオカミ」

児童館で

富士見児童館　☎262―一〇四〇

■**クラブ発表会と映画会**

とき＝十二月十九日(金)　午後三時～四時三十分　内容＝演劇クラブ「きっちょむさん」、音楽クラブ・合唱と合奏、映画・「名犬ラッシー」

西神田児童館　☎294―〇六三一

■**こども会**

十二月十三日(土)　午後二時三十分から　劇やゲームなど

■**冬季クラブ**

手芸＝十二月二十五日(木)、二十六日(金)の午前中　木工＝十二月二十五日(木)、二十六日(金)の午前中　料理＝十二月二十六日(金)の午後　定員はいずれも十名。

神田児童館　☎253―六〇二一

■**料理会**

ゆかいな手づくりお菓子の会　とき＝十二月二十日(土)午後一時三十分から　対象＝小学校一年生以上二十一名（先着順）

■**映画会**

十二月二十四日(水)　午後二時から　「オレは鉄兵」「泣いてうれしい大暴れと他一本」

老人福祉センターで☎265―三九八一

■**クリスマスダンスパーティー**

とき＝十二月二十日(土)　午後一時三十分から　内容＝ブルース、ジルバ、マンボなど　参加者は当日直接センターへ。

■**年忘れ素人演芸会**

とき＝十二月二十四日(水)　午後一時から　内容＝歌、踊り、落語、手品など　参加申込み＝六十歳以上の方（個人、グループでも可）ならどなたでも参加できます。ただし、一人一回、五分以内。十二月十五日(月)から受付けます。

■**新春ゲーム大会**

とき＝昭和五十六年一月十日(土)　午後一時三十分から　内容＝双六、いろはカルタなど新春にふさわしいゲーム　参加者は当日、直接センターへ。

■**新春カルタ大会**

とき＝昭和五十六年一月十二日(月)　午後一時三十分から　内容＝百人一首の大会で紅白に分れて団体戦を行います。

官公庁だより

■**粗大ゴミは早めに連絡を**

毎年、年末の粗大ゴミの収集は大変混合います。粗大ゴミを出すときは、事前にご連絡ください。

なお、年末年始のゴミの収集日程は、次号でお知らせします。

問合せ

麹町清掃事務所☎234―二二四一

神田清掃事務所☎251―〇五六六

■**献血に協力を**

十二月十一日(木)、秋葉原駅西口構内で、赤十字奉仕団の協力により採血を行います。

住みよい生活環境をめざして

測定結果からみる　大気の汚染状況

公害とは、いろいろな事業活動や生活活動に伴って発生する、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭などをいい、人間の健康に害をあたえたり、生活環境を破壊したりするものです。

公害の発生源は工場や事業所、建設現場や交通機関など、広範囲にわたり、日常生活における騒音なども公害苦情の対象になっています。

このような状況のなかで、区は、公害発生源の監視や規制を行い、公害を未然に防ぎ、公害のない住みよい環境づくりに努めています。

NO_2を除き減少か横ばい

では、実際に区内の大気のよごれ具合はどうなのでしょうか。

区では、これまでも区役所内に公害測定室を設けて、大気汚染の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物、一酸化炭素などの測定を常時行っています。

そこで、過去十年の区の数値（年度平均値）と、都庁前ならびに都内平均の測定値とをグラフに表すと、図のようになります。

一酸化炭素（CO）、二酸化硫黄（SO_2）などは、前年度と比べて、減少か横ばいであるのに対し、自動車排出ガスの影響が大きい二酸化窒素（NO_2）は、少しづつ増えてきていることがわかります。

この二酸化窒素と一酸化窒素の総称である窒素酸化物は、その物質自体が有害であり、また、光化学スモッグ発生の原因ともいわれています。

この光化学スモッグ対策が、大気汚染問題を解決していくうえで、緊急の課題となっています。

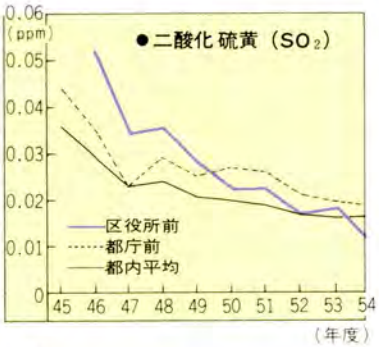

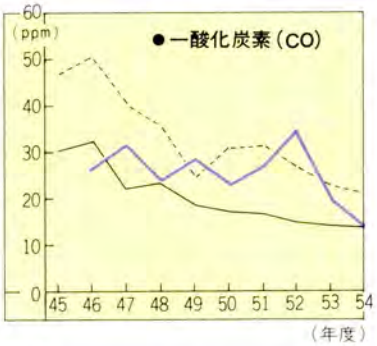

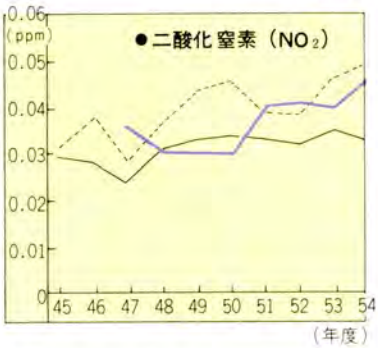

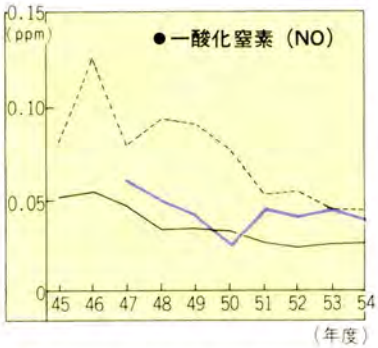

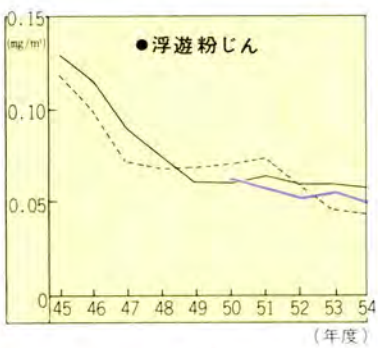

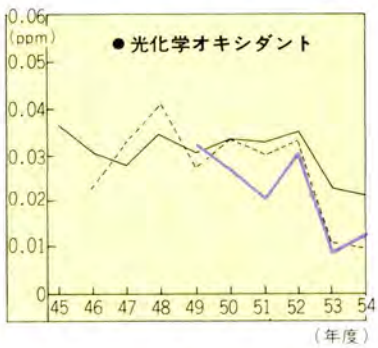

ボイラーには基準にあった燃料を

事業所の燃料検査

大気汚染防止のため、燃料中に含まれる硫黄分の割合（燃料の基準）が、東京都公害防止条例によって定められています。

ボイラーなど重油を燃料に使用する事業所は、表に示した「燃料の基準」を超えないように、使用量に応じた燃料を使用してください。

なお、区では、重油を多く使う十二月から二月にかけて、事業所の燃料の検査をしますので、みなさんのご協力をお願いします。

問合せ　環境部公害対策課規制係

●千代田区の燃料の基準（燃料中における硫黄含有率　単位：重量比パーセント）

	既設			新設		
燃料使用量	300ℓ/日以上〜500ℓ/日未満	500ℓ/日以上〜2000ℓ/日未満	2000ℓ/日以上	300ℓ/日以上〜500ℓ/日未満	500ℓ/日以上〜2000ℓ/日未満	2000ℓ/日以上
燃料の基準	0.5以下	0.3以下	0.2以下	0.2以下	0.1以下	0.1以下

※既設とは、昭和51年８月１日前にすでに設置され、または着工されている指定作業場をいう。
※新設とは、昭和51年８月１日以後設置された指定作業場及び同日前にすでに設置され、または着工されている指定作業場で、同日以後に条例の規定によるばい煙施設に係る変更の届出をしたものをいう。